

令和3年度第6回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和3年9月24日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和3年9月24日(金) 午後2時

出席委員 8名

1番 伊藤 正敏 3番 丹羽 保宏 5番 中野 浩光 6番 加藤 勲

7番 日下部錠一 10番 後藤 章 12番 水野 格廉 13番 山内 盛雄

出席農地利用最適化推進委員 0名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 6名

2番 酒井 温司 4番 山田 富士雄 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 11番 後藤 章正 14番 樋口 博

欠席農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第12号】農地法第5条の規定による許可申請 …… 2件

(2) 報告案件について

【報告第13号】農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 1件

【報告第14号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 12件

【報告第15号】農地パトロールの実施結果について

2 その他

会 長

皆さん、こんにちは。

今月の委員会は緊急事態宣言下のため、人数を制限して開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご出席ありがとうございます。

それでは只今より令和3年度第6回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席者は8名で定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は10番 後藤委員と13番 山内委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第12号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …………… 2件

(2) 報告案件について

【報告第13号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 1件

【報告第14号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 12件

【報告第15号】

・農地パトロールの実施結果について

(3) その他

それでは、【議案第12号】農地法第5条の規定による許可申請2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案第12号、R3-8番をご覧下さい。

申請地は、_____番で登記・現況共に田で面積は___m²です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場の予定です。

申請者は、名古屋市に本社を置く運送業を営む法人です。昨年4月に尾張西部の顧客の要望に応えるため、清須市内に営業所をかまえました。が、駐車場が不足しておりお、営業所周辺にて土地を探さしておりましたが最適な土地が見つからず、当該地所有者より承諾を得られたため本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域ある農地に近接する農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（a）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

農地法とは関係ありませんが、申請地前面道路は通学路になっており、現在朝の時間帯は交通規制がかかっております。申請地をトラックの駐車場として利用することにより、小学生の安全な通学に支障をきたす恐れがあります。

農業委員会として、前面道路が通学路であることを理由に不許可にすることや条件をつけることはできませんが、児童の安全を考慮し、学校教育課など学校関係者へ、駐車場として利用されることを前提とした対策を講じることができるよう事前に報告しております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、事務局の説明のとおり前面は通学路ですが、事務局より関係機関へ事前の報告を行っているため特段の問題はございません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第12号、R3-9番をご覧ください。

申請地は、_____番、____番で登記田、現況畑になっており面積は合計____㎡です。受人及び渡人は議案書のとおりです。分家住宅の建築を予定しています。本申請は、5月の農業委員会において農業振興地域除外の申出があった案件となります。

申請者は、現在一宮市内に親子4人で暮らしており、子供の成長及び今後の両親の介護等も考え申出者の実家周辺の市街化区域にて戸建て住宅の建設を検討しておりました。

自己の所有する土地はなく数箇所の検討をしましたが、契約に至らず両親に相談したところ本家との距離も近く、市街化区域に隣接している申請地を実父より紹介され本申請となりました。

申請地は、JR 清洲駅から概ね 500m 以内にある農地であるため農地の区分の該当事項のオー（ア）ーaー（b）に該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

加 藤 委 員 この案件は加藤委員の地元となりますが。

会 長 問題ありません。

加 藤 委 員 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします

続きまして【報告第13号】及び【報告第14号】を、事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。事務局に説明を求めます。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 （第4条届出）では、読み上げさせていただきます。

番号 15、_____番で登記畑・現況宅地です。

こちら丹羽委員の担当地区になります。

丹 羽 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について読み上げさせていただきます。

番号 50、_____番_____で登記田、現況休耕田です。

こちら、日下部委員の担当地区になります。

日 下 部 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして番号 51、_____番、_____番で登記田、現況雑種地です。

こちら加藤委員お願いします。

加藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 52、_____番で登記・現況共に畑です。
こちら中野委員の担当地区になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 53、_____番で登記・現況共に畑です。
こちら中野委員の担当地区になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 54、_____番で登記・現況共に畑です。
こちら中野委員の担当地区になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 55、_____番で登記畑、現況休耕畑です。
こちら、日下部委員の担当地区になります。

日下部委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 56、_____番で登記・現況共に畑です。
こちら山田委員の担当地区になりまして、事前に問題なしと確認
しております。
続きまして番号 57、_____番、_____番で登記・現況共に畑
です。
こちら、渡邊推進委員の担当地区になりまして、事前に問題なしと
確認しております。
続きまして番号 58、_____番で登記・現況畑です。
こちら渡邊推進委員の担当地区になりまして、問題なしと確認し
ております。

事務局 続きまして番号 59、_____番で登記・現況共に田です。
こちら中野委員の担当地区になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 60、_____番で登記畑、現況雑種地です。

こちら丹羽委員の担当地区になります。

丹 羽 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして番号 61、 番、 番で登記田、現況雑種地です。
こちら山内委員の担当地区になります。

山 内 委 員 問題ありません。

事 務 局 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については以上になります。

会 長 以上の報告案件について、何か質問はありますか。

なければ、【報告第 1 5 号】農地パトロールの実施結果について事務局より説明を求めます。

事 務 局 それでは説明いたします。

緊急事態宣言発令前後の実施となりましたが、農地パトロールの円滑な実施にご協力いただきありがとうございました。

8 月 26～30 日に実施しました農地パトロールの結果について報告いたします。

農地パトロール実施後事務局で登記が農地以外と確認できたものや農地転用の手続きがされていたものについては除外してあります。

以前ご説明したとおり今年度より判定方法が変更になっているため、合計の部分について説明させていただきます。

合計の筆数は 95 筆となり昨年度から 29 筆・23%の減少となっております。市街化区域区域内農地・農用地区域内農地が減少しており、中でも市街化区域農地の減少率が 42%と昨年度の半分近くになっており、農地の再生と言うよりは転用によって減少したのではないかと考えられます。

面積については合計で 37,533 m²となり昨年度から 704 m²・2%の減少となりました。筆数の減少数の割に面積は減っておりません。原因としては市街化区域農地よりも 1 筆あたりの面積が大きい市街化調整区域農地の割合が増加したことが理由であると考えられます。

今後、この結果を基に対象者へ利用意向調査を実施し、その結果を今後の農業委員会でご報告いたします。

以上で説明を終わります。

会 長 以上の報告案件について、何か質問はありますか。

無いようですので、次回開催について確認します。

令和3年10月25日、月曜日、午後2時から、清須市役所南館3階
大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。
以上で令和3年度第6回農業委員会を閉会します。
本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時30分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、
農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。